
Aichi Building Housing Center

一般財団法人

愛知県建築住宅センター

申請手数料一覧

2022/10/01 改定版



申請手数料

令和4年10月1日 改定

【目次】

1. 建築確認等手数料	4
(1) 確認申請の基本手数料.....	4
(2) 確認申請の加算料金・減算料金.....	4
(3) 中間・完了検査手数料の基本手数料.....	5
(4) 中間・完了検査の加算手数料・減算手数料.....	6
(5) 仮使用認定の基本手数料.....	7
(6) 仮使用認定の加算手数料・減算手数料.....	7
別表 地域別追加手数料(1).....	8
2. フラット35適合証明申請手数料	9
(1) 新築一戸建て住宅等の申請手数料【一戸建て住宅、長屋、共同建て(登録マンションを除く)】.....	9
(2) 共同建て住宅(フラット35登録マンション)及び賃貸住宅融資の申請手数料.....	10
(3) 中古住宅・リフォーム・賃貸住宅リフォームの申請手数料.....	11
別表 地域別追加手数料(2).....	12
3. 建築物エネルギー消費性能適合性判定料金	13
別表 用途区分表.....	14
4. 構造計算適合性判定申請手数料・耐震評定業務手数料	16
(1) 構造計算適合性判定申請手数料(愛知県).....	16
(2) 構造計算適合性判定申請手数料(岐阜県・三重県).....	16
(3) 耐震評定業務等手数料.....	17
5. 住宅性能評価申請等審査料金	18
(1) 設計住宅性能評価(一戸建住宅).....	18
(2) 設計住宅性能評価(一戸建住宅) 加算料金・減算料金.....	18
(3) 建設住宅性能評価(一戸建住宅).....	18
(4) 建設住宅性能評価(一戸建住宅) 加算料金・減算料金.....	19
(5) 変更等(一戸建住宅).....	19
(6) 設計住宅性能評価(共同住宅等).....	20
(7) 設計住宅性能評価(共同住宅等) 加算料金・減算料金.....	20
(8) 建設住宅性能評価(共同住宅等).....	21
(9) 建設住宅性能評価(共同住宅等) 加算料金・減算料金.....	21
(10) 変更等(共同住宅等).....	22
(11) その他.....	22
(12) 長期使用構造等確認(一戸建住宅)の申請料金.....	23
(13) 長期使用構造等確認(一戸建住宅)の加算料金・減算料金.....	23
(14) 長期使用構造等確認(一戸建住宅)の変更申請料金.....	23
(15) 長期使用構造等確認(共同住宅等)の申請料金.....	24
(16) 長期使用構造等確認(共同住宅等)の加算料金・減算料金.....	24

(17)	長期使用構造等確認(共同住宅等)の変更申請料金	24
(18)	長期使用構造等確認(増改築)の申請料金	25
(19)	長期使用構造等確認(増改築)の加算料金・減算料金	25
(20)	長期使用構造等確認(増改築)の変更申請料金	25
(21)	長期使用構造等確認(既存)の申請料金	26
	別表 地域別追加手数料(2)	26
6.	低炭素建築物技術的審査業務料金	28
(1)	住宅の料金	28
(2)	住宅の加算料金・減算料金	28
(3)	非住宅建築物の料金	28
(4)	非住宅建築物の加算料金・減算料金	29
(5)	評価対象に住宅と非住宅建築物を含む複合建築物	29
(6)	変更申請料金	29
(7)	その他	29
7.	BELS評価料金	30
(1)	住宅の料金	30
(2)	住宅の加算料金・減算料金	30
(3)	非住宅建築物の料金	31
(4)	非住宅建築物の加算料金・減算料金	31
(5)	評価対象に住宅と非住宅建築物を含む複合建築物	31
(6)	変更申請料金	31
(7)	その他	31
8.	住宅性能証明業務審査料金	32
(1)	住宅の料金	32
(2)	住宅の加算料金・減算料金	32
(3)	変更申請料金	33
(4)	その他	33
	別表 地域別追加手数料(2)	33
9.	現金取得者向け新築対象住宅証明業務料金	34
(1)	住宅の料金	34
(2)	住宅の加算料金・減算料金	34
(3)	変更申請料金	34
(4)	その他	35
10.	愛知県防犯優良マンション認定申請料金	36
(1)	新築マンションの認定申請料金	36
(2)	既存マンションの認定申請料金	36
(3)	更新の認定申請料金	36
11.	性能向上計画認定(第35条)に係る技術的審査料金及び認定表示(第41条)に係る技術的審査料金	37
(1)	住宅の料金	37
(2)	住宅の加算料金・減算料金	37
(3)	非住宅建築物の料金	37
(4)	非住宅建築物の加算料金・減算料金	38
(5)	評価対象に住宅と非住宅建築物を含む複合建築物	38

(6) その他	38
(7) 変更申請料金	38
12. こどもみらい住宅支援事業対象住宅判定基準適合審査料金.....	39
(1) 住宅の料金	39
(2) 住宅の加算料金・減算料金	39
(3) 変更申請料金	39
(4) その他	40
13. 定期報告支援サービス料	41
(1) 定期調査報告支援サービス料.....	41
(2) 防火設備定期検査報告支援サービス料	41
(3) 建築設備定期検査報告支援サービス料	41
14. 副本印刷サービス料	42

1. 建築確認等手数料

(1) 確認申請の基本手数料

(非課税)単位:円

建築物/申請床面積	法第6条の4による 確認の特例有りの建築物		法第6条の4による 確認の特例無しの建築物	
	型式 ^(※1)	型式以外	一戸建ての住宅 長屋	左記以外
100㎡以下	20,000	25,000	30,000	40,000
100㎡を超え 200㎡以下	25,000	35,000	40,000	65,000
200㎡を超え 500㎡以下	36,000	39,000	70,000	90,000
500㎡を超え 1,000㎡以下	50,000	62,000	160,000	180,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以下	----	----	----	300,000
2,000㎡を超え 3,000㎡以下	----	----	----	360,000
3,000㎡を超え 4,000㎡以下	----	----	----	430,000
4,000㎡を超え 5,000㎡以下	----	----	----	500,000
5,000㎡を超え 10,000㎡以下	----	----	----	700,000
10,000㎡を超える	----	----	----	別途見積り

建築設備 及び工作物	昇降機		23,000/基
	その他建築設備		35,000/基
	工作物	高さ 3m を超える擁壁 ^(※2)	27,000/基
		遊戯施設等 ^(※3)	別途見積り
		上記以外の工作物	21,000/基

※1. 建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物。

※2. エキスパンションジョイント等で接する擁壁の場合は分離した数で手数料を算定します。

※3. 令第138条第2項及び第3項の内、メリーゴーランド等の遊戯施設等及びプラント等の製造施設等。

- ◆ 同一棟増築又は同一棟用途変更の場合の確認申請手数料は、申請部分の床面積に既設部分の床面積の2分の1を加えた面積で手数料を算定します。
- ◆ 同一敷地内に2棟以上の建築物を申請する場合の確認申請手数料は、それぞれの建築物の申請床面積に係る確認の申請手数料の合計となります。ただし、30㎡以下の付属建築物については、主たる建築物にその面積を加えた面積で手数料を算定します。
- ◆ 計画変更確認申請手数料については平成11年4月28日付建設省住指発第202号第4-1に示された方法で申請床面積を算定します。申請手数料は、その床面積に該当する(1)の基本手数料を変更ごとに加算して算定します。ただし、当初の確認申請手数料を上限とします。
- ◆ なお、計画変更にかかる変更事項が、昇降機・定期報告対象の建築設備、工作物、製造・貯蔵・遊戯施設等の場合は、床面積に関わらず申請手数料は10,000円です。(※3の場合は別途見積りとします。)

(2) 確認申請の加算料金・減算料金

以下に該当する場合は、それぞれに定める額又は割合を乗じた額を(1)の基本手数料に加算又は減算します。(加減算額の1,000円未満は切り捨てとします。)

① 天空率を用いた場合は、当該建築物の申請床面積に係る確認の基本手数料の30%を加算します。

- ② 日影審査がある場合は、当該建築物の申請床面積に係る確認の基本手数料の30%を加算します。
- ③ 特定天井に該当する場合は、当該建築物の申請床面積に係る確認の基本手数料の20%を加算します。
- ④ 建築基準法第6条の3第1項ただし書きの規定による許容応力度等計算(「ルート2審査」)の場合は、80,000円を加算します。
- ⑤ 構造計算適合性判定が必要な建築物の場合は、審査整合性手数料として20,000円を加算します。
- ⑥ 省エネ適合性判定が必要な建築物の場合で、省エネ適合性判定機関が他機関の場合は、審査整合性手数料として20,000円を加算します。
- ⑦ 避難安全検証法、耐火性能検証法、防火区画検証法による場合は、それぞれ当該建築物の申請床面積に係る確認の基本手数料の40%を加算します。
- ⑧ 申請建築物の構造計算に限界耐力計算法を用いる場合の手数料は、別途見積りした額を加算します。
- ⑨ バリアフリー法の適用を受ける場合は、当該建築物の申請床面積に係る確認の基本手数料の20%を加算します。
- ⑩ 法6条の4による確認の特例無しの建築物で、一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、当該建築物の床面積の合計に係る確認の基本手数料の30%を加算します。ただし、当該建築物が④又は⑤による加算対象となる場合は、④又は⑤の加算はしないものとします。

(3) 中間・完了検査手数料の基本手数料

(非課税)単位:円

建築物/検査対象床面積	中間検査		完了検査	
	法第7条の5による検査の特例有りの建築物	左記以外の建築物	法第7条の5による検査の特例有りの建築物	左記以外の建築物
100㎡以下	22,000	36,000	25,000	32,000
100㎡を超え200㎡以下	28,000	40,000	28,000	36,000
200㎡を超え500㎡以下	44,000	59,000	44,000	53,000
500㎡を超え1,000㎡以下	54,000	91,000	54,000	82,000
1,000㎡を超え2,000㎡以下	----	120,000	----	110,000
2,000㎡を超え3,000㎡以下	----	230,000	----	240,000
3,000㎡を超え4,000㎡以下	----	260,000	----	270,000
4,000㎡を超え5,000㎡以下	----	320,000	----	350,000
5,000㎡を超え10,000㎡以下	----	410,000	----	400,000
10,000㎡を超える	----	別途見積り	----	別途見積り

建築設備及び工作物		完了検査
昇降機 その他建築設備	他の確認検査申請と同時検査の場合	19,000/基
	単独の場合	24,000/基
工作物	他の確認検査申請と同時検査の場合	19,000/基
	単独の場合	24,000/基

◆ 同一敷地内に2棟以上の建築物を申請する場合の中間・完了検査申請手数料は、それぞれの建築物の検査対象床面積に係る中間・完了検査申請手数料の合計となります。ただし、30㎡以下の付属建築物については、主たる建築物にその検査対象床面積を加えた面積で手数料を算定します。

- ◆ 当センターで仮使用認定を受けた建築物の完了検査手数料は、仮使用認定部分の床面積の80%を検査対象床面積から減じた面積に係る完了検査申請手数料となります。
- ◆ 当センターで仮使用認定を受けた工作物、昇降機の完了検査手数料は、12,000 円とします。
- ◆ 法第7条の5による検査の特例有りの建築物で、告示等により壁量計算等の添付がある場合(静岡県又は三重県)の中間検査手数料は、法第7条の5による検査の特例無しの場合の手数を適用します。
- ◆ 中間検査を、工区を分けて受ける場合は、その工区ごとに中間検査申請及び中間検査申請手数料が必要となります。ただし、特定行政庁が指定する内容によって取扱いが異なります。

(4) 中間・完了検査の加算手数料・減算手数料

以下に該当する場合は、それぞれに定める額又は割合を乗じた額を(3)の基本手数料に加算又は減算します。(加減算額の1,000円未満は切り捨てとします。)

- ① 法第7条の5による検査の特例有りの建築物以外の建築物で、住宅瑕疵担保責任保険の検査を同時に実施する場合の中間検査手数料は、当該建築物の検査対象床面積の合計に係る申請手数料から5,000円を減額します。ただし、検査対象床面積が500㎡以下の建築物に限ります。
- ② 「別表 地域別追加手数料(1)」に示す市町村の場合は、それぞれに定められた追加手数料を加算します。
- ③ 同一検査に対して再検査が必要となる場合又は事前連絡無しで検査をキャンセルされた場合は、(3)の検査手数料の2分の1の手数料が追加となります。なお、「別表 地域別追加手数料(1)」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加手数料を加算します。
- ④ 省エネ適合性判定対象建築物の場合は、(3)の各区分の完了検査手数料にそれぞれの面積区分に応じて下記の手数料を加算します。なお、省エネ適合性判定を必要とする増改築において既存部分のBEI値にデフォルト値を使用する場合は、既存部分の床面積を除いた床面積の申請区分とします。ただし、デフォルト値を使用しない場合は、既存部分を含めた建築物全体の床面積の申請区分とします。

申請床面積	加算する手数料
300㎡以上 500㎡以下	10,000
500㎡を超え 1,000㎡以下	15,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以下	21,000
2,000㎡を超え 3,000㎡以下	53,000
3,000㎡を超え 4,000㎡以下	65,000
4,000㎡を超え 5,000㎡以下	79,000
5,000㎡を超え 10,000㎡以下	92,000
10,000㎡を超える	別途見積り

- ⑤ 他機関で建築確認を受けた場合の中間・完了検査手数料は、当該建築確認における申請床面積に係る確認申請手数料を加算します。ただし、中間検査において加算をした場合は完了検査時に加算はしません。

(5) 仮使用認定の基本手数料

(非課税)単位:円

仮使用部分の床面積	型式	型式以外
100 ㎡以下	28,000	46,000
100 ㎡を超え 200 ㎡以下	36,000	56,000
200 ㎡を超え 500 ㎡以下	56,000	84,000
500 ㎡を超え 1,000 ㎡以下	90,000	124,000
1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以下	----	192,000
2,000 ㎡を超え 3,000 ㎡以下	----	361,000
3,000 ㎡を超え 4,000 ㎡以下	----	429,000
4,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以下	----	519,000
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下	----	678,000
10,000 ㎡を超える	別途見積り	

建築設備 及び工作物	昇降機	27,000/基
	工作物	27,000/基

◆ 上記手数料は現場検査を含んだ手数料です。

◆ 同一敷地内に2棟以上の建築物の仮使用認定を申請する場合の仮使用認定手数料は、それぞれの建築物の仮使用認定部分の床面積に係る仮使用認定手数料の合計となります。

(6) 仮使用認定の加算手数料・減算手数料

以下に該当する場合はそれぞれに定める額又は割合を乗じた額を(5)の基本手数料に加算又は減算します。

- ① 「別表 地域別追加手数料(1)」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加手数料を加算します。
- ② 同一検査に対して再検査が必要となる場合又は事前連絡無しで検査をキャンセルされた場合は、(5)の仮使用認定手数料の2分の1の手数料が追加となります。なお、「別表 地域別追加手数料(1)」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加手数料を加算します。

別表 地域別追加手数料(1)

(非課税)単位:円

地域 区分	追加手数料 (※1)	市町村名		
		岐阜県	三重県	静岡県(※2)
A 地域	12,000	大垣市(都市計画区域外)、 瑞浪市、御嵩町、八百津町、 川辺町、関ヶ原町	鈴鹿市、いなべ市(都市計 画区域外)、菰野町(都市計 画区域外)	浜松市天竜区、磐田市、袋 井市
B 地域	24,000	恵那市、中津川市、東白川 村、白川町、七宗町、郡上 市、揖斐川町、本巣市(都市 計画区域外)、関市(都市計 画区域外)、山県市(都市計 画区域外)	津市、松阪市、亀山市、伊賀 市、名張市	静岡市、焼津市、藤枝市、島 田市、川根本町、吉田町、牧 之原市、御前崎市、菊川市、 掛川市、森町
C 地域	48,000	下呂市、飛騨市、高山市、白 川村	伊勢市、鳥羽市、尾鷲市、志 摩市、多気町、明和町、玉城 町、度会町、南伊勢町、大台 町、大紀町、紀北町	沼津市、富士宮市、富士市、 裾野市、三島市、長泉町、清 水町
D 地域	60,000		熊野市、御浜町、紀宝町	御殿場市、熱海市、伊豆の 国市、伊豆市、伊東市、下田 市、小山町、函南町、西伊豆 町、東伊豆町、河津町、松崎 町、南伊豆町

※1. 非課税の手数料に加算する場合は加算後の手数料も非課税となります。中間検査手数料、完了検査手数料及び仮使用認定手数料に加算される追加手数料は非課税となります。

※2. 静岡県の追加手数料は応相談とします。

- ◆ 愛知県内及び表に記載のない地域は追加手数料を加算しません。
- ◆ 建築基準法上の中間・完了検査と、他制度の現場検査を同時に行う場合は、建築基準法上の中間・完了検査手数料に上記金額を加算し、他制度の手数料には加算しません。
- ◆ 建築物と同時検査の工作物又は昇降機には追加手数料は加算しません。また、同一敷地内で同時に複数の工作物又は昇降機の検査をする場合は、上記金額を申請件数分で除した金額(100円未満を切り捨てた金額)を加算します。ただし、申請者の都合により別々の現場検査に変更になった場合は除きます。
- ◆ 同一団地内などで同一日時複数の建築物の現場検査を行う場合の追加手数料は、上記金額を申請件数分で除した金額(100円未満を切り捨てた金額)を加算します。ただし、申請者の都合により別々の現場検査に変更になった場合は除きます。
- ◆ 申請者の都合により加算すべき地域別追加手数料(1)に過不足が生じた場合は精算を行います。

2. フラット35適合証明申請手数料

(1) 新築一戸建て住宅等の申請手数料【一戸建て住宅、長屋、共同建て(登録マンションを除く)】

I. フラット35通常手数料

(税込)単位:円

一戸建て住宅等【一戸建て住宅、長屋(重ね建て・連続建て)】			通常手数料	
同時申請 の場合 (※1)	通常 手続き	設計検査	6,600	
		現場検査 (中間・竣工)	下記以外の場合	13,200
			設計検査を省略かつ省令準耐火構造の場合(※3)	15,400
	竣工現場検査を省略(※4)		6,600	
竣工済 特例	設計検査		13,200	
	現場検査(竣工)		26,400	
単独申請 の場合 (※2)	通常 手続き	設計検査	13,200	
		現場検査 (中間・竣工)	下記以外の場合	19,800
			設計検査を省略する場合(※5)	26,400
	竣工済 特例		設計検査	19,800
		現場検査(竣工)	46,200	

共同建て住宅 (フラット35登録マンションを除く)		通常手数料	
		10戸以下	11戸以上
同時申請の場合(※1)	設計検査	26,400	2,640×戸数
	現場検査(竣工)	66,000	6,600×戸数
	竣工現場検査を省略(※4)	6,600	
単独申請の場合(※2)	設計検査	66,000	6,600×戸数
	現場検査(竣工)	198,000	19,800×戸数

II. フラット35Sの加算手数料(フラット35Sの基準による申請の場合に、Iの設計検査に加算する手数料)

(税込)単位:円

	耐震性(※6)	省エネルギー性(※7)	耐久性・可変性(※8)	バリアフリー性
設計検査	13,200	26,400	2,640	13,200

※1.同時申請とは、建築確認又は住宅性能評価のいずれかがセンターに申請されている場合をいいます。

※2.単独申請とは、建築確認及び住宅性能評価のいずれもセンターに申請されていない場合をいいます。(建築確認が不要な場合も含まれます。)

※3.設計(建設)性能評価書を活用する場合又は長期優良住宅により設計検査を省略する場合で、かつ、構造が省令準耐火構造の場合をいいます。(それらの審査をセンターが実施している場合に限りです。)ただし、この手数料を中間現場検査時に納入した場合における竣工現場検査に係る申請手数料は通常の手数料(13,200円)となります。

※4.センターで建設性能評価書を取得済みの場合で、現場検査を省略し、所定の条件に係る書類上の審査のみ実施する場合をいいます。

※5.センターで長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査を実施して設計検査を省略する場合をいいます。ただし、この手数料を中間現場検査時に納入した場合における竣工現場検査に係る申請手数料は通常の手数料(19,800円)となります。

※6.フラット35S(優良な住宅基準)、フラット35S(特に優良な住宅基準)の耐震性に関する基準に係る設計検査を申請する場合の加算手数料となります。ただし、建築確認においてそれらの基準に係る検査を重複して実施する場合又は設計(建設)性能評価書によって所定の基準を満たしていることが確認できる場合は加算しません。

- ※7.フラット35S(優良な住宅基準)、フラット35S(特に優良な住宅基準)の省エネルギー性、フラット35S(ZEH)のZEH Oriented に関する基準に係る設計検査を申請する場合の加算手数料となります。ただし、それらの基準に適合していることを所管行政庁又は第三者機関が交付する証明書等により確認できる場合は加算しません。
- ※8.フラット35S(優良な住宅基準)の耐久性・可変性に関する基準に係る設計検査を申請する場合の加算手数料となります。フラット35S(特に優良な住宅基準)の耐久性・可変性に関する基準に係る申請の場合は、所管行政庁が交付する長期優良住宅であることを証する書類の写しによって所定の基準を満たしていることを確認するため加算はしません。

- ◆ I 及び II は、申請 1 件あたりの金額です。ただし、一戸建て住宅等(一戸建て住宅、長屋)の申請で複数戸の住宅をまとめて申請する場合は戸数分を乗じた金額となります。
- ◆ フラット35Sの基準を複数申請する場合は、IIのそれぞれの加算手数料をIのフラット35通常手数料に加算した合計手数料が申請手数料となります。
- ◆ 建設場所が「別表 地域別追加手数料(2)」に示す市町村の場合は、I又はI+IIの現場検査手数料にそれぞれに定められた追加手数料を加算します。ただし、建築基準法の間接検査又は完了検査等の他制度の検査と同一となる場合は他制度の検査手数料に地域別追加手数料を加算します。
- ◆ 再検査が必要となる場合又は事前連絡無しで検査をキャンセルされた場合は、Iの現場検査申請手数料の2分の1の手数料を追加します。なお、「別表 地域別追加手数料(2)」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加手数料を加算します。

(2) 共同建て住宅(フラット35登録マンション)及び賃貸住宅融資の申請手数料

I. フラット35通常手数料

(税込)単位:円

共同建て住宅(フラット35登録マンション) 及び賃貸住宅融資(※1)		通常手数料	
		設計検査	現場検査(竣工)
同時申請の場合 (※2)	10戸以下	19,800	66,000
	11戸以上 50戸以下	1,980×戸数	66,000
	51戸以上 100戸以下	1,980×戸数	264,000
	竣工現場検査を省略(※4)	----	6,600
単独申請の場合 (※3)	10戸以下	85,800	66,000
	11戸以上 20戸以下	1,980×戸数+66,000	66,000
	21戸以上 100戸以下	1,980×戸数+264,000	264,000

II. フラット35Sの加算手数料(フラット35Sの基準による申請の場合に、Iの設計検査に加算する手数料)

(税込)単位:円

		耐震性(※5)	省エネルギー性(※6)	耐久性・可変性(※7)	バリアフリー性
同時申請の場合(※2)		13,200	26,400	2,640	13,200
単独申請の 場合(※3)	20戸以下	13,200	26,400	2,640	13,200
	21戸以上	39,600	79,200	7,920	39,600

- ※1. 賃貸住宅融資とは、省エネ賃貸住宅融資、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資、まちづくり融資のことをいいます。
- ※2. 同時申請とは、建築確認又は住宅性能評価のいずれかがセンターに申請されている場合をいいます。
- ※3. 単独申請とは、建築確認及び住宅性能評価のいずれもセンターに申請されていない場合をいいます(建築確認が不要な場合も含まれます。)
- ※4. センターで建設性能評価書を取得済みの場合で、現場検査を省略し、所定の条件に係る書類上の審査のみ実施する場

合をいいます。

- ※5.フラット 35S(優良な住宅基準)、フラット 35S(特に優良な住宅基準)の耐震性に関する基準に係る設計検査を申請する場合の加算手数料となります。ただし、建築確認においてそれらの基準に係る検査を重複して実施する場合又は設計(建設)性能評価書によって所定の基準を満たしていることが確認できる場合は加算しません。
- ※6.フラット 35S(優良な住宅基準)、フラット 35S(特に優良な住宅基準)の省エネルギー性、フラット35S(ZEH)のZEH-M Oriented に関する基準に係る設計検査を申請する場合又は省エネ賃貸住宅融資、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資に係る設計検査を申請する場合の加算手数料となります。ただし、それらの基準に適合していることを所管行政庁又は第三者機関が交付する証明書等により確認できる場合は加算しません。
- ※7.フラット 35S(優良な住宅基準)の耐久性・可変性に関する基準に係る設計検査を申請する場合の加算手数料となります。フラット 35S(特に優良な住宅基準)の耐久性・可変性に関する基準に係る申請の場合は、所管行政庁が交付する長期優良住宅であることを証する書類の写しによって所定の基準を満たしていることを確認するため加算はしません。

- ◆ I 及び II は、申請 1 件あたりの金額です。
- ◆ I のフラット35通常手数料について、101戸以上の場合は別途見積りとなります。
- ◆ II のフラット35Sの加算は設計検査のみの加算手数料となります。
- ◆ フラット35Sの基準を複数申請する場合は、II のそれぞれの加算手数料を I のフラット35通常手数料に加算した合計手数料が申請手数料となります。
- ◆ 建設場所が「別表 地域別追加手数料(2)」に示す市町村の場合は、I 又は I + II の現場検査手数料にそれぞれに定められた追加手数料を加算します。ただし、建築基準法の完了検査等の他制度の検査と同一となる場合は他制度の検査手数料に地域別追加手数料を加算します。
- ◆ 再検査が必要となる場合又は事前連絡無しで検査をキャンセルされた場合は、I の現場検査申請手数料の2分の1の手数を追加します。なお、「別表 地域別追加手数料(2)」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加手数料を加算します。

(3) 中古住宅・リフォーム・賃貸住宅リフォームの申請手数料

(税込)単位:円

中古住宅	リノベ(性能向上リフォーム推進モデル事業) ^(※1)		145,200
	上記以外		132,000
リフォーム ^(※2)			132,000
賃貸住宅リフォーム	戸建て		132,000
	重ね建て又は連続建て	10 戸以下	198,000
		11 戸以上	198,000+6,600×(戸数-10)

※1.リノベ(性能向上リフォーム推進モデル事業)の場合は、物件売買地の現地検査等の事前確認が必要になります。

※2.耐震改修工事を行う方向けのリフォーム融資、エネルギー消費性能向上工事を行う方向けのリフォーム融資、高齢者向け返済特例(部分的バリアフリー工事・耐震改修工事・エネルギー消費性能向上工事)を利用する方向けのリフォーム融資、財形住宅融資のリフォーム融資、住宅債券積立者・住宅積立郵便貯金積立者向けのリフォーム融資に係る検査手数料です。

- ◆ 上記は申請1件あたりの金額です。
- ◆ 所在地が別表「別表 地域別追加手数料(2)」に示す市町村の場合は、上記の現場検査手数料にそれぞれに定められた追加手数料を加算します。ただし、リノベの場合は現地検査等の回数分の追加手数料を加算します。
- ◆ 再検査が必要となる場合は、現場検査手数料の2分の1の手数が追加となります。なお、「別表 地域別追加手数料(2)」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加手数料を加算します。

別表 地域別追加手数料(2)

(税込)単位:円

地域 区分	追加手数料	市町村名		
		岐阜県	三重県	静岡県 ^(※1)
A 地域	13,200	大垣市(都市計画区域外)、瑞浪市、御嵩町、八百津町、川辺町、関ヶ原町	鈴鹿市、いなべ市(都市計画区域外)、菰野町(都市計画区域外)	浜松市天竜区、磐田市、袋井市
B 地域	26,400	恵那市、中津川市、東白川村、白川町、七宗町、郡上市、揖斐川町、本巣市(都市計画区域外)、関市(都市計画区域外)、山県市(都市計画区域外)	津市、松阪市、亀山市、伊賀市、名張市	静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、川根本町、吉田町、牧之原市、御前崎市、菊川市、掛川市、森町
C 地域	52,800	下呂市、飛騨市、高山市、白川村	伊勢市、鳥羽市、尾鷲市、志摩市、多気町、明和町、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町、大紀町、紀北町	沼津市、富士宮市、富士市、裾野市、三島市、長泉町、清水町
D 地域	66,000		熊野市、御浜町、紀宝町	御殿場市、熱海市、伊豆の国市、伊豆市、伊東市、下田市、小山町、函南町、西伊豆町、東伊豆町、河津町、松崎町、南伊豆町

※1. 静岡県の追加手数料は応相談とします。

- ◆ 愛知県内及び表に記載のない地域は追加手数料を加算しません。
- ◆ 建築基準法上の中間・完了検査と、フラット35の現場検査を同時に行う場合は、建築基準法上の中間・完了検査手数料に上記金額(税抜額)を加算し、適合証明の手数料には加算しません。
- ◆ 建築基準法以外の制度と適合証明(フラット35)の現場検査を同時に行う場合の追加手数料は、重複して加算しません。
- ◆ 同一団地内などで同一日時に複数の建築物の現場検査を行う場合の追加手数料は、上記金額を申請件数分で除した金額(100円未満を切り捨てた金額)を加算します。ただし、申請者の都合により別々の現場検査に変更になった場合は除きます。
- ◆ 申請者の都合により加算すべき地域別追加手数料に過不足が生じた場合は精算を行います。

3. 建築物エネルギー消費性能適合性判定料金

当センターに建築確認申請も行う場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定料金は下表のとおりです。

(税込)単位:円

	延べ面積	用途区分(詳細は別表)		
		A. ホテル、病院、集会所等	B. 工場等	C. 左記以外の建築物
I. モデル 建物法	300 m ² 以下	110,000	55,000	77,000
	300 m ² 超え 1,000 m ² 以下	143,000	66,000	99,000
	1,000 m ² 超え 2,000 m ² 以下	198,000	77,000	132,000
	2,000 m ² 超え 3,000 m ² 以下	264,000	132,000	231,000
	3,000 m ² 超え 4,000 m ² 以下	286,000	143,000	253,000
	4,000 m ² 超え 5,000 m ² 以下	297,000	176,000	275,000
	5,000 m ² 超え 10,000 m ² 以下	341,000	231,000	308,000
	10,000 m ² 超え 20,000 m ² 以下	407,000	264,000	374,000
	20,000 m ² 超え 50,000 m ² 以下	550,000	363,000	484,000
II. 標準入 力法 (主要室入 力法を含 む)	300 m ² 以下	220,000	110,000	143,000
	300 m ² 超え 1,000 m ² 以下	286,000	143,000	198,000
	1,000 m ² 超え 2,000 m ² 以下	385,000	176,000	275,000
	2,000 m ² 超え 3,000 m ² 以下	506,000	374,000	451,000
	3,000 m ² 超え 4,000 m ² 以下	561,000	440,000	506,000
	4,000 m ² 超え 5,000 m ² 以下	616,000	495,000	550,000
	5,000 m ² 超え 10,000 m ² 以下	770,000	550,000	715,000
	10,000 m ² 超え 20,000 m ² 以下	902,000	594,000	792,000
	20,000 m ² 超え 50,000 m ² 以下	1,100,000	660,000	880,000

※1. 延べ面積は建築基準法の規定によります。

※2. 延べ面積 50,000 m²超えは別途見積もりとします。

※3. 上記以外の評価方法による場合は別途見積もりとします。

※4. 上記用途区分の詳細については、下記用途区分表によります。

※5. 増改築の場合、既存部分を含めた用途、延べ面積をもとに料金を算定します。ただし、既存部分のBEIにデフォルト値を採用する計算方法の場合は、増改築部分の非住宅部分の用途、面積により料金を算定します。

※6. 2種以上の用途を含む複合用途建築物の場合は、用途区分毎の面積に対応する表の料金の合計の5分の4とします。

※7. 判定対象となる建築物に計算の対象となる室、設備等が無い場合の料金は表によらず一律 22,000 円とします。

◆ 当該建築物の建築確認を他機関に申請する場合は判定業務の算定料金にその2分の1を加算します。

◆ 計画変更の場合、当初の申請で適用された料金の2分の1の額とします。ただし、入力法の変更、直前の判定を他の機関等から受けている場合は表の料金とします。

◆ 「軽微変更該当証明書」の申請は当初の申請で適用された料金の2分の1の額とします。

◇ 届出対象の住宅を含む複合建築物は、算定した判定業務の料金に 13,200 円を加算します。

◇ 適合判定通知書の再発行手数料は 1 件につき 5,500 円とします。

別表 用途区分表

上記「料金表」における用途区分の別表は下記のとおりとなります。

用途区分	用途	コード番号
A ホテル、病院、集会所等	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所	08190
	児童福祉施設等(前2項に掲げるものを除く)	08210
	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く)	08230
	診療所(患者の収容施設のあるものに限る)	08240
	診療所(患者の収容施設のないものに限る)	08250
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く)	08380
	ぱちんこ屋、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの、カラオケボックスその他これに類するもの	08390
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会所	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、もっぱら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設	08600	
B 工場等	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋	08310
	工場(自動車修理工場を除く)	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640

- ◆ 本表には、状況により適用が除外される用途も掲載しています。
- ◆ 建築物用途区分コード表のコード番号 08990 は要相談とし、それ以外は上記を除き建築物エネルギー消費性能適合性判定料金の表中「C 左記以外の建築物」とします。

4. 構造計算適合性判定申請手数料・耐震評定業務手数料

(1) 構造計算適合性判定申請手数料(愛知県)

(非課税)単位:円

判定対象床面積	大臣認定プログラムによる 構造計算	左記以外による 構造計算
1,000 ㎡以下	110,000	160,000
1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以下	137,000	212,000
2,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下	150,000	243,000
10,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以下	190,000	321,000
50,000 ㎡を超える	322,000	590,000

※1.「判定対象床面積」とは、判定を行う一の建築物について算出します。この場合において、二以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなします。

※2.「大臣認定プログラムによる構造計算」とは、法20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通省の認定を受けたプログラムによる構造計算によって安全性を確かめた建築物に係るもので、かつ、規則第1条の3第1項第1号ロ(2)ただし書に規定する磁気ディスク等の提出があったものをさします。

※3.任意の構造計算適合性判定に係る手数料には、上記手数料に消費税が加算されます。

◆ 上記は申請所在地が愛知県内の1棟あたりの金額です。

◆ 申請所在地が岐阜県、三重県の場合は手数料が異なります。

(2) 構造計算適合性判定申請手数料(岐阜県・三重県)

(非課税)単位:円

判定対象床面積	大臣認定プログラムによる 構造計算	左記以外による 構造計算
1,000 ㎡以下	108,000	157,000
1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以下	134,000	209,000
2,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下	148,000	240,000
10,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以下	187,000	319,000
50,000 ㎡を超える	319,000	587,000

※1.「判定対象床面積」とは、判定を行う一の建築物について算出します。この場合において、二以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなします。

※2.「大臣認定プログラムによる構造計算」とは、法20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通省の認定を受けたプログラムによる構造計算によって安全性を確かめた建築物に係るもので、かつ、規則第1条の3第1項第1号ロ(2)ただし書に規定する磁気ディスク等の提出があったものをさします。

※3.任意の構造計算適合性判定に係る手数料には、上記手数料に消費税が加算されます。

(3) 耐震評定業務等手数料

I. 耐震改修計画評定手数料

(税込)単位:円

建築物の延べ面積	手数料
2,500 m ² 以下	275,000
2,500 m ² を超え 3,000 m ² 以下	297,000
3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	330,000
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	550,000
10,000 m ² を超えるもの	別途見積り

II. 耐震診断判定手数料

(税込)単位:円

建築物の延べ面積	手数料
500 m ² 以下	187,000
500 m ² を超え 2,000 m ² 以下	242,000
2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	308,000
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	517,000
10,000 m ² を超えるもの	別途見積り

III. 耐震診断判定及び補強計画手数料

(税込)単位:円

建築物の延べ面積	手数料
2,500 m ² 以下	275,000
2,500 m ² を超え 3,000 m ² 以下	297,000
3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	330,000
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	550,000
10,000 m ² を超えるもの	別途見積り

※1. 再部会が必要な場合は、再部会費用44,000円/回を追加します。

※2. 特殊な構造及び不整形等、難易度の高い場合は基本料金の20%割増とします。

※3. 同一申請者10件以上、同一事務所5件以上の場合は基本料金合計(割増・加算後)の10%割引とします。

◆ 上記は申請1件あたりの金額です。

◆ 補強計画は、所要の耐震性能を満足するために必要な補強量や補強位置等が妥当であるかを判定するものです。具体的な補強設計に対する審査は「耐震改修計画評定」をご利用ください。

5. 住宅性能評価申請等審査料金

(1) 設計住宅性能評価(一戸建住宅)

(税込)単位:円

種別	申請床面積	選択分野を含め 評価申請する 場合	必須分野のみを 評価申請する 場合	必須分野のうち 1分野を除き 等級1として 評価する場合
一戸建住宅	200㎡以下	53,900	44,000	40,700
	200㎡を超え 500㎡以下	66,000	62,700	
住宅型式性能 認定住宅	200㎡以下	48,400	38,500	35,200
	200㎡を超え 500㎡以下	55,000	47,300	
型式住宅部分等製造者 の認証を受けた住宅	200㎡以下	36,300	28,600	25,300
	200㎡を超え 500㎡以下	45,100	30,800	

- ◆ 必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいいます。
- ◆ 選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいいます。
- ◆ 併用住宅の場合は、建物全体の床面積の合計とします。
- ◆ 床面積の合計が 500㎡を超える場合は、上記金額にかかわらず別途見積りとします。
- ◆ 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合及び構造計算適合判定の対象建築物である場合は、別途見積りとします。

(2) 設計住宅性能評価(一戸建住宅) 加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額を(1)の料金に加算又は減算します。

- ① 建築基準法上の確認申請をセンターに申請した場合は、申請1件につき 3,300 円を減算します。
- ② 地下車庫等構造計算が必要な場合(躯体が木造で地下車庫がRC造の建物で構造計算が2種類必要なもの等)は、1件 22,000 円を加算します。
- ③ 長期使用構造等確認を合わせて申請をした場合は、申請1件につき(12)に記載された金額を加算します。ただし、必須分野のうち 1 分野を除き等級 1 として評価する場合は除きます。

(3) 建設住宅性能評価(一戸建住宅)

(税込)単位:円

種別	床面積の合計	選択分野を含め 評価申請する場合	必須分野のみを 評価申請する場合
一戸建住宅	200㎡以下	102,300	91,300
	200㎡を超え 500㎡以下	118,800	114,400
住宅型式性能認定住宅	200㎡以下	92,400	82,500
	200㎡を超え 500㎡以下	100,100	90,200
型式住宅部分等製造者の 認証を受けた住宅	200㎡以下	78,100	70,400
	200㎡を超え 500㎡以下	96,800	85,800

- ◆ 必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野

をいいます。

- ◆ 選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいいます。
- ◆ 併用住宅の場合は、建物全体の床面積の合計とします。
- ◆ 床面積の合計が 500 m²を超える場合は、上記金額にかかわらず別途見積りとします。

(4) 建設住宅性能評価(一戸建住宅) 加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額を(3)の評価料金に加算又は減算します。

- ① 建築基準法上の中間検査及び完了検査をセンターに申請する場合は、申請1件につき 3,300 円を減算します。
- ② 別表 地域別追加手数料(2)に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加料金を検査回数分加算します。
- ③ 2022年9月30日までに設計住宅性能評価の申請を受付した建設住宅評価申請において、5-2 一次エネルギー消費量等級を評価申請しない場合は、3,300 円を減算します。

(5) 変更等(一戸建住宅)

(税込)単位:円

申請区分	変更分野	料金	
		センター	センター以外
設計評価交付済みの場合	構造の安定に関すること	9,900	一戸建住宅の設計住宅性能評価の料金
	上記以外	6,600	
設計評価中の当初の申請を取下げ、改めて申請する場合	—	(※1)	—
建設住宅性能評価の場合	—	(※2)	—

※1. 構造の安定に関する変更の場合は 9,900 円、それ以外の場合は変更1分野あたり、6,600 円とします。その合計の額が当初の料金の2分の1(100 円未満切捨て)を超えた場合は、その額を上限とします。

※2. 変更建設住宅性能評価の申請料金は、当該計画の変更に係る部分の直前の建設住宅性能評価書をセンターが交付している場合は、当初の申請料金(別表 地域別追加手数料(2)の加算分を除く。)の2分の1(100 円未満切捨て)、センター以外が交付している場合は、3分の2(100 円未満切捨て)とします。ただし、別表 地域別追加手数料(2)に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加料金を検査回数分加算します。

- ◆ センター、センター以外とは、直前の設計住宅性能評価をした機関をいいます。
- ◆ 上記の設計評価交付済みの場合の料金は、変更1分野ごとの料金であり、複数の場合はその合計金額とします。
- ◆ 変更内容が軽微なものについては別途協議によります。
- ◆ 長期使用構造等確認に関する変更の場合は(14)の金額となります。

(6) 設計住宅性能評価(共同住宅等)

(税込)単位:円

種別	1棟の総戸数	選択分野を含め 評価申請する場合	必須分野のみを 評価申請する場合
基本料金	2戸以上 9戸以下	74,800+9,900×M	41,800+9,900×M
	10戸以上 19戸以下	99,000+9,900×M	66,000+9,900×M
	20戸以上	別途見積り	
住宅型式性能認定住宅	15戸以下	55,000+12,100×M	38,500+8,800×M
	16戸以上	別途見積り	
型式住宅部分等製造者の 認証を受けた住宅	15戸以下	49,500+10,450×M	33,000+7,700×M
	16戸以上	別途見積り	

- ◆ 一部の住戸のみの評価を希望の場合の申請料金は、次式で得られた額(100円未満を切り捨てた金額)となります。

$$Y = Z + (W - P) \times 1,100 \text{ (単位:円)}$$
 - Y :一部住戸評価希望の場合の申請料金(単位:円)
 - Z :上表でMにPを代入して算定した額(単位:円)
 - P :一部住戸評価希望の戸数
 - W :一部住戸評価希望の住戸の存する住棟全体の戸数(単位:戸)
- ◆ 必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいいます。
- ◆ 選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいいます。
- ◆ 併用住宅は、一戸建住宅の料金表となります。
- ◆ Mは評価戸数を表します。
- ◆ 地下車庫等構造計算が必要なもの(躯体が木造で地下車庫がRC造の建物で構造計算が2種類必要なもの等)は、別途見積りとはします。
- ◆ 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合及び構造計算適合判定の対象建築物である場合は、別途見積りとはします。

(7) 設計住宅性能評価(共同住宅等) 加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額を(6)の評価料金に加算又は減算します。

- ① 建築基準法上の確認申請をセンターに申請した場合は、申請1件につき 5,500 円を減算します。
- ② 長期使用構造等確認の申請をした場合は、(15)に記載された金額を加算します。ただし、必須分野のうち1分野を除き等級1として評価する場合は除きます。

(8) 建設住宅性能評価(共同住宅等)

(税込)単位:円

種別		1棟の総戸数	選択分野を含め 評価申請する場合	必須分野のみを 評価申請する場合
在来工法 の住宅	3階建て 以下	2戸以上9戸以下	$121,000+17,600\times M$	$110,000+16,500\times M$
		10戸以上19戸以下	$143,000+15,400\times M$	$132,000+14,300\times M$
		20戸以上	別途見積り	別途見積り
	4階建て 以上	2戸以上9戸以下	$187,000+12,100\times M$ $+33,000\times(N-4)$	$165,000+11,000\times M$ $+33,000\times(N-4)$
		10戸以上19戸以下	$231,000+12,100\times M$ $+44,000\times(N-4)$	$220,000+11,000\times M$ $+44,000\times(N-4)$
		20戸以上	別途見積り	別途見積り
住宅型式性能 認定住宅		15戸以下	$77,000+8,800\times M$	$66,000+8,250\times M$
		16戸以上	別途見積り	別途見積り
型式住宅部分等製造者の 認証を受けた住宅		15戸以下	$71,500+9,900\times M$	$60,500+8,800\times M$
		16戸以上	別途見積り	別途見積り

◆ 一部の住戸のみの評価を希望の場合の申請料金は、次式で得られた額(100円未満を切り捨てた金額)となります。

$$Y = Z + (W - P) \times 1,100 \text{ (単位:円)}$$

Y : 一部住戸評価希望の場合の申請料金(単位:円)

Z : 上表でMにPを代入して算定した額(単位:円)

P : 一部住戸評価希望の戸数

W : 一部住戸評価希望の住戸の存する住棟全体の戸数(単位:戸)

◆ 必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいいます。

◆ 選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいいます。

◆ 併用住宅は、一戸建住宅の料金表となります。

◆ Mは評価戸数、Nは検査を行う回数です。

◆ 別表 地域別追加手数料(2)に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加料金を検査回数分加算します。

◆ 住戸毎に定まる性能についての検査に際し、申請者が評価対象住戸の総数の10分の1を超える住戸について目視又は計測を行うことを希望する場合の料金は、別途見積りによります。

(9) 建設住宅性能評価(共同住宅等) 加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額を(8)の評価料金に加算又は減算します。

① 建築基準法上の中間検査及び完了検査をセンターに申請する場合は、申請1件につき5,500円を減算します。

② 2022年9月30日までに設計住宅性能評価の申請を受付した建設住宅評価申請において、5-2 一次エネルギー消費量等級を評価申請しない場合は、評価戸数1戸ごとに3,300円を減算します。

(10) 変更等(共同住宅等)

(税込)単位:円

申請区分	変更分野	料金	
		センター	センター以外
設計評価交付済みの場合	構造の安定に関すること	6,600×M	共同住宅等の設計 住宅性能評価の料金
	上記以外	4,400×M	
設計評価中の当初の申請を 取下げ、改めて申請する場合	—	(※1)	—
建設住宅性能評価の場合	—	(※2)	—

※1. 変更住戸数(M)1戸あたり、構造の安定に関する変更場合は6,600円、それ以外の場合は変更1分野あたり、4,400円とします。その合計が当初の申請料金の2分の1(100円未満切捨て)を超えた場合は、その額を上限とします。

※2. 変更建設住宅性能評価の申請料金は、当該計画の変更に係る部分の直前の建設住宅性能評価書をセンターが交付している場合は、当初の申請料金(別表「地域別追加手数料(2)」の加算分を除く。)の2分の1(100円未満切捨て)、センター以外が交付している場合は、3分の2(100円未満切捨て)とします。ただし、別表「地域別追加手数料(2)」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加料金を検査回数分加算します。

- ◆ 併用住宅は、一戸建住宅の料金表となります。
- ◆ Mは変更の対象となる住戸の数を表します。
- ◆ センター、センター以外とは、直前の設計住宅性能評価をした機関をいいます。
- ◆ 設計評価交付済みの場合の料金は、変更1分野ごとの料金であり、複数の場合はその合計金額とします。
- ◆ 変更内容が軽微なものについては別途協議によります。
- ◆ 長期使用構造等確認に関する変更の場合は(17)の金額となります。

(11) その他

(税込)単位:円

区分	料金
液状化に関する情報提供	6,600
室内空気中の化学物質の濃度等の測定	別途見積り
再検査に係る追加料金(※1)	1回につき36,300(※1)又は 12,100(※2)及び別表「地域別追加手数料(2)」
評価書又は確認書の再発行	1通につき2,200

※1. 建設住宅性能評価において、申請者の求めによって再検査(検査においてセンターが不適と認めた事項の是正状況を確認するために再度行う検査をいいます。)を行う場合の追加料金となります。

※2. 建設住宅性能評価において、センターが必要と判断し、再検査を行う場合の追加料金となります。

(12) 長期使用構造等確認(一戸建住宅)の申請料金

(税込)単位:円

種別	床面積の合計	単独で申請する場合	設計住宅性能評価と 合わせて申請する場合
			(1)の申請料金に 6,600円を 加算した額
一戸建住宅	200㎡以下	52,800	
	200㎡を超え 500㎡以下	57,200	
住宅型式性能認定住宅	200㎡以下	47,300	
	200㎡を超え 500㎡以下	51,700	
型式住宅部分等製造者の 認証を受けた住宅	200㎡以下	37,400	
	200㎡を超え 500㎡以下	39,600	

- ◆ 併用住宅の場合は、建物全体の床面積の合計となります。
- ◆ 床面積が 500㎡を超える場合は、上記にかかわらず別途見積りとなります。
- ◆ 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合及び構造計算適合判定の対象建築物である場合は、別途見積りとなります。

(13) 長期使用構造等確認(一戸建住宅)の加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額を(12)の申請料金に加算又は減算します。

- ① 建築基準法上の確認申請をセンターに申請した場合は、「単独で申請する場合」申請1件につき 3,300円を減算します。
- ② 地下車庫等構造計算が必要な場合(躯体が木造で地下車庫がRC造の建物で構造計算が2種類必要なもの等)は、1件 22,000円を加算します。

(14) 長期使用構造等確認(一戸建住宅)の変更申請料金

(税込)単位:円

種別	変更分野	料金	
		センター	センター以外
確認書交付済みの場合	耐震性	9,900	(12)の申請料金
	上記以外	6,600	
審査中の当初の申請を取 下げ、改めて申請する場合	—	※1	—
軽微な変更(軽微変更該当 証明依頼)を申請する場合	—	2,200	(12)の申請料金に 2,200円を加算した額
新築工事完了後に増改築 により計画変更する場合	—	別途見積り	—

※1. 耐震性の変更の場合は 9,900円、それ以外の場合は変更1分野あたり、6,600円とします。その合計が当初の申請料金の2分の1(100円未満切捨て)を超える場合は、その額を上限とします。

- ◆ センター、センター以外とは、当初に審査をした機関をいいます。
- ◆ 料金は、変更1分野あたりの料金となります。例えば、センターが審査したもので耐震性と省エネルギー対策に関する変更の場合、料金は 16,500円となります。
- ◆ 地下車庫等構造計算が必要な場合(躯体が木造で地下車庫がRC造の建物で構造計算が2種類必要なもの)は、1件

6,600円を加算します。

- ◆ 長期使用構造等である旨の確認書又は長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証交付済みの場合において、変更申請をする場合も上記の料金を適用します。

(15) 長期使用構造等確認(共同住宅等)の申請料金

(税込)単位:円

種別	一棟の総戸数	申請方法	
		単独で申請する場合	設計住宅性能評価と合わせて申請する場合
在来工法の住宅	2戸以上9戸以下	$46,200 + 13,200 \times M$	(6)の申請料金に $17,600 + 1,100 \times M$ を加算した額
	10戸以上19戸以下	$48,400 + 13,200 \times M$	(6)の申請料金に $19,800 + 1,100 \times M$ を加算した額
	20戸以上	別途見積り	
住宅型式性能認定住宅	2戸以上15戸以下	在来工法の10分の9(100円未満切捨て)	
	16戸以上	別途見積り	
型式住宅部分等製造者の認証を受けた住宅	2戸以上15戸以下	$77,000 + 9,900 \times M$	(6)の申請料金に $13,200 + 1,100 \times M$ を加算した額
	16戸以上	別途見積り	

- ◆ 併用住宅の場合は、一戸建住宅の料金表を適用します。

- ◆ Mは棟全体の住戸数を表します。

(16) 長期使用構造等確認(共同住宅等)の加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額を(15)の申請料金に加算又は減算します。

- ① 建築基準法上の確認申請をセンターに申請した場合は、「単独で申請する場合」申請1件につき5,500円を減算します。
- ② 地下車庫等構造計算が必要な場合(躯体が木造で地下車庫がRC造の建物で構造計算が2種類必要なもの等)は、別途見積りとなります。

(17) 長期使用構造等確認(共同住宅等)の変更申請料金

(税込)単位:円

種別	変更分野	料金	
		センター	センター以外
確認書交付済みの場合	耐震性	$6,600 \times M$	(15)の申請料金
	上記以外	$4,400 \times M$	
審査中の当初の申請を取下げ、改めて申請する場合	—	※1	—
軽微な変更(軽微変更該当証明依頼)を申請する場合	—	$2,200 \times M$	(15)の申請料金に $2,200 \times M$ を加算した額
新築工事完了後に増改築により計画変更する場合	—	別途見積り	—

※1. 耐震性の変更の場合は1住戸あたり 6,600 円、それ以外の変更の場合は1住戸1分野あたり 4,400 円とします。その合計が当初の申請料金の2分の1(100 円未満切捨て)を超えた場合は、その額を上限とします。

- ◆ センター、センター以外とは、当初に審査をした機関をいいます。
- ◆ Mは棟全体の戸数と表します。
- ◆ 料金は、変更1分野あたりの料金とします。例えば、耐震性と省エネルギー対策に関する変更の場合、料金は 11,000×M 円となります。
- ◆ 地下車庫等構造計算が必要な場合(躯体が木造で地下車庫がRC造の建物で構造計算が2種類必要なもの等)は、(16)②の見積額の2分の1(100 円未満切捨て)を加算します。
- ◆ 長期使用構造等である旨の確認書又は長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証交付済みの場合において、変更申請をする場合も上記の料金を適用します。

(18) 長期使用構造等確認(増改築)の申請料金

(税込)単位:円

種別	床面積の合計	単独で申請する場合
標準	200 ㎡以下	146,300
	200 ㎡を超え 500 ㎡以下	151,800
耐震性審査不要の場合	200 ㎡以下	111,100
	200 ㎡を超え 500 ㎡以下	118,800
住宅型式性能認定の住宅又は型式住宅部分等製造者の認証を受けた住宅		別途見積り
共同住宅		別途見積り

- ◆ 併用住宅の場合は、建物全体の床面積の合計とします。
- ◆ 床面積が 500 ㎡以上の場合は上記にかかわらず別途見積りとします。
- ◆ 耐震診断法(一般財団法人日本建築防災協会の一般診断法、精密診断法(時刻歴応答解析を除く))以外は、別途見積りとします。

(19) 長期使用構造等確認(増改築) の加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額を(18)の申請料金に加算又は減算します。

- ① 建築基準法上の確認申請をセンターに申請した場合は、申請1件につき 3,300 円を減算します。
- ② 地下車庫等構造計算が必要な場合(躯体が木造で地下車庫がRC造の建物で構造計算が2種類必要なもの等)は、1件 22,000 円を加算します。

(20) 長期使用構造等確認(増改築) の変更申請料金

(税込)単位:円

種別	変更分野	料金	
		センター	センター以外
確認書交付済みの場合	耐震性	33,000	(18)の申請料金
	上記以外	16,500	
審査中の当初の申請を取下げ、改めて申請する場合	—	※1	—
軽微な変更(軽微変更該当証明依頼)を申請する場合	—	2,200	(18)の申請料金に 2,200 円を加算した額

※1. 耐震性の変更は 33,000 円、それ以外の変更は1分野あたり、16,500 円とします。ただし、その合計金額が当初の申請料金の2分の1(100 円未満切捨て)を超える場合は、その額を上限とします。

- ◆ センター、センター以外とは、当初に審査をした機関をいいます。
- ◆ 料金は、変更1分野あたりの料金とします。例えば、センターが審査したものの耐震性と省エネルギー対策に関する変更の場合、料金は 49,500 円となります。
- ◆ 地下車庫等構造計算が必要な場合(躯体が木造で地下車庫がRC造の建物で構造計算が2種類必要なもの等)は、1件 22,000 円を加算します。
- ◆ 耐震診断法(一般財団法人日本建築防災協会の一般診断法、精密診断法(時刻歴応答解析を除く))以外は、別途見積りとします。
- ◆ 長期使用構造等である旨の確認書又は長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証交付済みの場合にあつて、変更申請をする場合も上記の料金を適用します。

(21) 長期使用構造等確認(既存)の申請料金

既存住宅の確認料金は別途見積りとします。

別表 地域別追加手数料(2)

(税込)単位:円

地域区分	追加手数料	市町村名		
		岐阜県	三重県	静岡県 ^(※1)
A 地域	13,200	大垣市(都市計画区域外)、瑞浪市、御嵩町、八百津町、川辺町、関ヶ原町	鈴鹿市、いなべ市(都市計画区域外)、菰野町(都市計画区域外)	浜松市天竜区、磐田市、袋井市
B 地域	26,400	恵那市、中津川市、東白川村、白川町、七宗町、郡上市、揖斐川町、本巣市(都市計画区域外)、関市(都市計画区域外)、山県市(都市計画区域外)	津市、松阪市、亀山市、伊賀市、名張市	静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、川根本町、吉田町、牧之原市、御前崎市、菊川市、掛川市、森町
C 地域	52,800	下呂市、飛騨市、高山市、白川村	伊勢市、鳥羽市、尾鷲市、志摩市、多気町、明和町、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町、大紀町、紀北町	沼津市、富士宮市、富士市、裾野市、三島市、長泉町、清水町
D 地域	66,000		熊野市、御浜町、紀宝町	御殿場市、熱海市、伊豆の国市、伊豆市、伊東市、下田市、小山町、函南町、西伊豆町、東伊豆町、河津町、松崎町、南伊豆町

※1. 静岡県の追加手数料は応相談とします。

- ◆ 愛知県内及び表に記載のない地域は追加手数料を加算しません。

- ◆ 建築基準法上の中間・完了検査と建設住宅性能評価の現場検査を同時に行う場合は、建築基準法上の中間・完了検査手数料に上記金額(税抜額)を加算し、建設住宅性能評価申請手数料には加算しません。
- ◆ 建築基準法以外の制度と建設住宅性能評価の現場検査を同時に行う場合の追加手数料は、重複して加算しません。
- ◆ 同一団地内などで同一日時に複数の建築物の現場検査を行う場合の追加手数料は、上記金額を申請件数分で除した金額(100円未満を切り捨てた金額)を加算します。ただし、申請者の都合により別々の現場検査に変更になった場合は除きます。
- ◆ 申請者の都合により加算すべき地域別追加手数料に過不足が生じた場合は精算を行います。

6. 低炭素建築物技術的審査業務料金

(1) 住宅の料金

(税込)単位:円

建築物の種類			料金
一戸建住宅			31,900
共同住宅等、複合建築物 の住宅部分	1棟の総戸数	1戸	31,900
		2戸以上 10戸以下	59,400+3,300×M
		11戸以上 20戸以下	83,600+2,200×M
		21戸以上	別途見積り

◆ Mは1棟の全体戸数を示します。

(2) 住宅の加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額又は割合を乗じた額を(1)の料金に加算又は減算します。

① センターが発行した次の各号に該当する書類のいずれかと併願の場合、一戸建住宅は12,100円、共同住宅は上記の料金の2分の1(100円未満切捨て)とします。ただし、当該申請に係る評価方法と異なる場合を除きます。

イ)設計住宅性能評価書

ロ)長期使用構造等である旨の確認書

ハ)住宅性能証明書(断熱性能等級4以上、一次エネルギー消費量等級4以上)

ニ)現金取得者向け新築対象住宅証明書(断熱性能等級4以上、一次エネルギー消費量等級4以上)

ホ)BELS 評価書

ヘ)性能向上計画認定技術的審査又は認定表示に係る認定技術的審査適合証

ト)フラット35S適合証明書(省エネルギー性)

(3) 非住宅建築物の料金

(税込)単位:円

区分		300㎡ 以下	300㎡ を超え 1,000㎡ 以下	1,000㎡ を超え 2,000㎡ 以下	2,000㎡ を超え 5,000㎡ 以下	5,000㎡ を超え 10,000㎡ 以下
モデル 建物法	ホテル、病院、集会所等及びこれを含む複合建築物	132,000	190,300	223,300	256,300	別途見積り
	上記以外の建築物	107,800	124,300	140,800	157,300	別途見積り
標準入力法 (主要室入力法を含む)	ホテル、病院、集会所等及びこれを含む複合建築物	223,300	272,800	330,000	388,300	470,800
	上記以外の建築物	165,000	190,300	223,300	280,500	338,800

◆ 増改築、修繕、模様替え若しくは空気調和設備等の設置又は改修の計画に係る技術的審査料金は、増改築等の工事後

の建築物の種類及び建築物全体の規模に応じて上記を適用します。

- ◆ 上記以外の評価手法の場合の料金は、別途見積りとなります。
- ◆ 床面積の合計が 10,000 m²を超える場合は、別途見積りとなります。

(4) 非住宅建築物の加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額又は割合を乗じた額を(3)の料金に加算又は減算します。

① センターが発行した次の各号に該当する書類のいずれかと併願の場合、上記の料金の2分の1(100円未満切捨て)とします。

イ)建築物エネルギー消費性能適合性判定通知書

ロ)BELS評価書

ハ)性能向上計画認定技術的審査又は認定表示に係る認定技術的審査適合証

(5) 評価対象に住宅と非住宅建築物を含む複合建築物

(1)及び(3)で算出した料金を合計した料金とします。

(6) 変更申請料金

センターで適合証が交付された後の新築等工事途中に行う計画の変更に係る料金は、(1)、(3)及び(5)の料金の2分の1(100円未満切捨て)とします。

(7) その他

(税込)単位:円

種別	料金
適合証の再発行	1通につき 2,200

7. BELS評価料金

(1) 住宅の料金

(税込)単位:円

建築物の種類			料金
一戸建住宅			31,900
共同住宅等	住戸のみの依頼の場合	1戸	31,900
		2戸以上 10戸以下	53,900+3,300×M
		11戸以上 20戸以下	78,100+2,200×M
		21戸以上	別途見積り
	住棟全体の依頼の場合	2戸以上 10戸以下	59,400+3,300×M
		11戸以上 20戸以下	83,600+2,200×M
		21戸以上	別途見積り

※ 共同住宅等の審査において、「住戸の審査」と「住棟全体の審査」を合わせて行う場合は、「住棟全体の審査」の額とします。

◆ Mは住戸のみの場合は、評価対象戸数、住棟全体の場合は、1棟の全体戸数を示す。

(2) 住宅の加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額又は割合を乗じた額を(1)の料金に加算又は減算します。

① センターが発行した次の各号に該当する書類のいずれかと併願の場合、一戸建住宅は12,100円、共同住宅は上記各料金の2分の1(100円未満切捨て)とします。ただし、当該申請に係る評価方法と異なる場合を除きます。

イ)設計住宅性能評価書

ロ)長期使用構造等である旨の確認書

ハ)住宅性能証明書(断熱性能等級4以上、一次エネルギー消費量等級4以上)

ニ)現金取得者向け新築対象住宅証明書(断熱性能等級4以上、一次エネルギー消費量等級4以上)

ホ)低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証

ヘ)性能向上計画認定技術的審査又は認定表示に係る認定技術的審査適合証

ト)フラット35S適合証明書(省エネルギー性)

(3) 非住宅建築物の料金

(税込)単位:円

区分		300㎡以下	300㎡を超え 1,000㎡以下	1,000㎡を超え 2,000㎡以下	2,000㎡を超え 5,000㎡以下	5,000㎡を超え 10,000㎡以下
モデル 建物法	ホテル、病院、集会所等及びこれを含む複合建築物	132,000	190,300	223,300	256,300	別途見積り
	上記以外の建築物	107,800	124,300	140,800	157,300	別途見積り
標準入力 法(主要室 入力法を 含む)	ホテル、病院、集会所等及びこれを含む複合建築物	223,300	272,800	330,000	388,300	470,800
	上記以外の建築物	165,000	190,300	223,300	280,500	338,800

- ◆ 増改築、修繕、模様替え若しくは空気調和設備等の設置又は改修の計画に係る技術的審査料金は、増改築等の工事後の建築物の種類及び建築物全体の規模に応じて上記を適用します。
- ◆ 上記以外の評価手法の場合の料金は、別途見積りとします。
- ◆ 床面積の合計が 10,000 ㎡を超える場合は、別途見積りとします。

(4) 非住宅建築物の加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額又は割合を乗じた額を(3)の料金に加算又は減算します。

- ① センターが発行した次の各号に該当する書類のいずれかと併願の場合、上記の料金の2分の1(100円未満切捨て)とします。
 - イ)建築物エネルギー消費性能適合性判定通知書
 - ロ)低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
 - ハ)性能向上計画認定技術的審査又は認定表示に係る認定技術的審査適合証
- ② 改修前後の評価を行う場合は、各号の料金の2分の1(100円未満切捨て)を加算します。

(5) 評価対象に住宅と非住宅建築物を含む複合建築物

(1)及び(3)で算出した料金を合計した料金とします。

(6) 変更申請料金

センターで評価書が交付された後の新築等工事に行う計画の変更に係る料金は、(1)、(3)及び(5)の料金の2分の1(100円未満切捨て)とします。

(7) その他

(税込)単位:円

種別	料金
評価書の再発行	1通につき 2,200
BELS プレート	実費相当額

8. 住宅性能証明業務審査料金

(1) 住宅の料金

(税込)単位:円

住宅の区分	証明基準	料金	
住宅の新築又は新築住宅の取得	断熱性能等級4以上	標準料金	48,400
		設計住宅性能評価等を取得している住宅	37,400
		断熱等性能等級4以上の型式住宅部分等製造者認証を取得している住宅	17,600
	一次エネルギー消費量等級4以上	標準料金	51,700
		設計住宅性能評価等を取得している住宅	40,700
		断熱等性能等級4以上の型式住宅部分等製造者認証を取得している住宅	20,900
	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上	標準料金	55,000
		設計住宅性能評価等を取得している住宅	34,100
		耐震等級2以上の型式住宅部分等製造者認証を取得している住宅	27,500
		耐震等級2以上の住宅型式性能認定を取得している住宅	49,500
	高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上	標準料金	44,000
		設計住宅性能評価等を取得している住宅	34,100

◆「設計住宅性能評価書等」とは、センターが発行した次の各号のいずれかに該当する書類で、証明基準に適合しているものをいいます。ただし、当該申請に係る評価方法と異なる場合を除きます。

- ①設計住宅性能評価書
- ②長期使用構造等である旨の確認書
- ③現金取得者向け新築対象住宅証明書
- ④BELS評価書
- ⑤低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
- ⑥性能向上計画認定又は認定表示に係る技術的審査適合証

◆ 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合及び構造計算適合性判定の対象建築物である場合は、別途見積りとしします。

◆ 住宅の新築又は新築住宅の取得において、証明基準に適合するフラット35Sの設計検査と同時に申請する場合は、(1)に係らず 11,000 円とします。

(2) 住宅の加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額又は割合を乗じた額を(1)の料金に加算又は減算します。

- ① 地下車庫等構造計算が必要な場合(躯体が木造で地下車庫がRC造の建物で構造計算が2種類必要なもの)は、1件 22,000 円を加算します。
- ② 別表 地域別追加手数料(2)に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加料金を検査回数分加算します。

(3) 変更申請料金

(税込)単位:円

種別	変更項目	料金
・当初の申請を変更する場合	耐震性	9,900
・当初の申請を取下げ、改めて申請する場合	上記以外	6,600

(4) その他

(税込)単位:円

種別	料金
証明書の再発行	1通につき 2,200

別表 地域別追加手数料(2)

(税込)単位:円

地域 区分	追加手数料	市町村名		
		岐阜県	三重県	静岡県 ^(※1)
A 地域	13,200	大垣市(都市計画区域外)、瑞浪市、御嵩町、八百津町、川辺町、関ヶ原町	鈴鹿市、いなべ市(都市計画区域外)、菰野町(都市計画区域外)	浜松市天竜区、磐田市、袋井市
B 地域	26,400	恵那市、中津川市、東白川村、白川町、七宗町、郡上市、揖斐川町、本巣市(都市計画区域外)、関市(都市計画区域外)、山県市(都市計画区域外)	津市、松阪市、亀山市、伊賀市、名張市	静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、川根本町、吉田町、牧之原市、御前崎市、菊川市、掛川市、森町
C 地域	52,800	下呂市、飛騨市、高山市、白川村	伊勢市、鳥羽市、尾鷲市、志摩市、多気町、明和町、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町、大紀町、紀北町	沼津市、富士宮市、富士市、裾野市、三島市、長泉町、清水町
D 地域	66,000		熊野市、御浜町、紀宝町	御殿場市、熱海市、伊豆の国市、伊豆市、伊東市、下田市、小山町、函南町、西伊豆町、東伊豆町、河津町、松崎町、南伊豆町

※1. 静岡県の追加手数料は応相談とします。

- ◆ 愛知県内及び表に記載のない地域は追加手数料を加算しません。
- ◆ 建築基準法上の中間・完了検査と住宅性能証明業務の現場検査を同時に行う場合は、建築基準法上の中間・完了検査手数料に上記金額(税抜額)を加算し、住宅性能証明業務審査料金には加算しません。
- ◆ 建築基準法以外の制度と住宅性能証明業務の現場検査を同時に行う場合の追加手数料は、重複して加算しません。
- ◆ 同一団地内などで同一日時複数の建築物の現場検査を行う場合の追加手数料は、上記金額を申請件数分で除した金額(100円未満を切り捨てた金額)を加算します。ただし、申請者の都合により別々の現場検査等に変更になった場合は除きます。
- ◆ 申請者の都合により加算すべき地域別追加手数料に過不足が生じた場合は精算を行います。

9. 現金取得者向け新築対象住宅証明業務料金

(1) 住宅の料金

(税込)単位:円

証明基準		区分	料金
省エネルギー性	断熱性能等級4以上	標準料金	22,000
		設計住宅性能評価等を取得している住宅	5,500
		住宅型式性能認定を取得している住宅	16,500
		型式住宅部分等製造者認証を取得している住宅	11,000
	一次エネルギー消費量等級4以上	標準料金	24,500
		設計住宅性能評価書等を取得している住宅	8,250
耐久性・可変性	劣化対策等級3で、かつ、維持管理対策等級2以上	標準料金	22,000
		設計住宅性能評価等を取得している住宅	5,500
		型式住宅部分等製造者認証を取得している住宅	16,500
耐震性	耐震等級の等級2以上	標準料金	33,000
		設計住宅性能評価書等を取得している住宅	5,500
		型式住宅部分等製造者認証を取得している住宅	16,500
バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級3以上	標準料金	22,000
		設計住宅性能評価書等を取得している住宅	5,500

- ◆ 店舗併用住宅は、住宅部分の床面積が非住宅部分(店舗・事務所等)の床面積以上の場合に限ります。
- ◆ 「設計住宅性能評価書等」とは、センターが発行した次の各号のいずれかに該当する書類で、フラット 35S(金利Bプラン)の省エネルギー性、耐久性・可変性、耐震性またはバリアフリー性の基準に適合しているものをいいます。ただし、当該申請に係る評価方法と異なる場合を除きます。
 - ①設計住宅性能評価書
 - ②長期使用構造等である旨の確認書
 - ③住宅性能証明書
 - ④BELS評価書
 - ⑤低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
 - ⑥性能向上計画認定技術的審査又は認定表示に係る技術的審査適合証
 - ⑦フラット35S適合証明書
- ◆ 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合及び構造計算適合判定の対象建築物である場合は、別途見積りとなります。

(2) 住宅の加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額又は割合を乗じた額を(1)の料金に加算又は減算します。

- ① 地下車庫等構造計算が必要な場合(躯体が木造で地下車庫がRC造の建物で構造計算が2種類必要なもの)は、1件 22,000 円を加算します。

(3) 変更申請料金

(税込)単位:円

種別	変更項目	料金
・当初の申請を変更する場合	耐震性	9,900
・当初の申請を取下げ、改めて申請する場合	上記以外	6,600

(4) その他

(税込)単位:円

種別	料金
証明書の再発行	1通につき 2,200

10. 愛知県防犯優良マンション認定申請料金

(1) 新築マンションの認定申請料金

(税込)単位:円

申請床面積	料金
2,000 m ² 以下	352,000
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	412,500
3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以下	473,000
4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	533,500
5,000 m ² を超え 6,000 m ² 以下	594,000
6,000 m ² を超え 7,000 m ² 以下	654,500
7,000 m ² を超え 8,000 m ² 以下	715,000
8,000 m ² を超え 9,000 m ² 以下	775,500
9,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	836,000
10,000 m ² を超える	別途見積り

(2) 既存マンションの認定申請料金

(税込)単位:円

申請床面積	料金
2,000 m ² 以下	231,000
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	291,500
3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以下	352,000
4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	412,500
5,000 m ² を超え 6,000 m ² 以下	473,000
6,000 m ² を超え 7,000 m ² 以下	533,500
7,000 m ² を超え 8,000 m ² 以下	594,000
8,000 m ² を超え 9,000 m ² 以下	654,500
9,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	715,000
10,000 m ² を超える	別途見積り

(3) 更新の認定申請料金

(税込)単位:円

申請床面積	料金
2,000 m ² 以下	103,400
2,000 m ² を超え 4,000 m ² 以下	123,200
4,000 m ² を超え 6,000 m ² 以下	143,000
6,000 m ² を超え 8,000 m ² 以下	162,800
8,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	182,600
10,000 m ² を超える	別途見積り

11. 性能向上計画認定(第35条)に係る技術的審査料金及び認定表示(第41条)に係る技術的審査料金

(1) 住宅の料金

(税込)単位:円

建築物の種類			料金
一戸建住宅			31,900
共同住宅等、複合建築物の住宅部分	1棟の総戸数	1戸	31,900
		2戸以上 10戸以下	$59,400 + 3,300 \times M$
		11戸以上 20戸以下	$83,600 + 2,200 \times M$
		21戸以上	別途見積り

◆ Mは1棟の全体戸数を示す。

(2) 住宅の加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額又は割合を乗じた額を(1)の料金に加算又は減算します。

① センターが発行した次の各号に該当する書類のいずれかと併願の場合、一戸建住宅は12,100円、共同住宅は上記の料金の2分の1(100円未満切捨て)とします。ただし、当該申請に係る評価方法と異なる場合を除きます。

イ)設計住宅性能評価書

ロ)長期使用構造等である旨の確認書

ハ)住宅性能証明書(断熱性能等級4以上、一次エネルギー消費量等級4以上)

ニ)現金取得者向け新築対象住宅証明書(断熱性能等級4以上、一次エネルギー消費量等級4以上)

ホ)BELS 評価書

ヘ)低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証

ト)フラット35S適合証明書(省エネルギー性)

(3) 非住宅建築物の料金

(税込)単位:円

区分		300㎡以下	300㎡を超え 1,000㎡以下	1,000㎡を超え 2,000㎡以下	2,000㎡を超え 5,000㎡以下	5,000㎡を超え 10,000㎡以下
モデル建物法	ホテル、病院、集会所等及びこれを含む複合建築物	132,000	190,300	223,300	256,300	別途見積り
	上記以外の建築物	107,800	124,300	140,800	157,300	別途見積り
標準入力法(主要室入力法を含む)	ホテル、病院、集会所等及びこれを含む複合建築物	223,300	272,800	330,000	388,300	470,800
	上記以外の建築物	165,000	190,300	223,300	280,500	338,800

- ◆ 増改築、修繕、模様替え若しくは空気調和設備等の設置又は改修の計画に係る技術的審査料金は、増改築等の工事後の建築物の種類及び建築物全体の規模に応じて上記を適用します。
- ◆ 上記以外の評価手法の場合の料金は、別途見積りとします。
- ◆ 床面積の合計が 10,000 m²を超える場合は、別途見積りとします。

(4) 非住宅建築物の加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額又は割合を乗じた額を(3)の料金に加算又は減算します。

- ① センターが発行した次の各号に該当する書類のいずれかと併願の場合、上記の料金の 2 分の 1(100 円未満切捨て)とします。
- イ)建築物エネルギー消費性能適合性判定通知書
 - ロ)BELS評価書
 - ハ)低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証

(5) 評価対象に住宅と非住宅建築物を含む複合建築物

(1)及び(3)で算出した料金を合計した料金とします。

(6) その他

(税込)単位:円

種別	料金
適合証の再発行	1通につき 2,200

(7) 変更申請料金

センターで適合証が交付された後の新築等工事に行う計画の変更に係る料金は、(1)、(3)及び(5)の料金の 2 分の 1(100 円未満切捨て)とします。

12.こどもみらい住宅支援事業対象住宅判定基準適合審査料金

(1) 住宅の料金

(税込)単位:円

証明基準		区分	料金
一定の省エネ性能	断熱等性能等級4で、かつ、一次エネルギー消費量等級4以上	標準料金	44,000
		設計住宅性能評価等を取得している住宅	22,000

◆「設計住宅性能評価書等」とは、センターが発行した別表1によるものをいいます。ただし、当該申請に係る評価方法と異なる場合を除きます。

◆ 共同住宅等の料金は、証明基準の種類、建築物の延床面積等を勘案して、別途見積りとなります。

(別表1)

評価書等	省略対象となる条件等
設計住宅性能評価書	断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上を取得しているもの
建設住宅性能評価書	
BELS評価書(外皮基準について「適合」と表示されたもの)	基準省令第1条第1項第2号イに規定する外皮性能の基準
BELS評価書(一次エネルギー消費量について「適合」と表示されたもの)	基準省令第1条第1項第2号ロに規定する一次エネルギー消費量の基準
フラット35S 適合証明書(金利Bプランの省エネルギー性の基準に適合しているものに限る)及び設計検査申請書(令和2年12月以前に設計検査の申請をしたものに限る)	断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4
フラット35S適合証明書(金利Aプランの省エネルギー性の基準に適合しているものに限る)及び設計検査申請書	一次エネルギー消費量等級5以上
すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書又は贈与税の非課税措置の住宅性能証明書	断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上

(2) 住宅の加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額を(1)の料金に加算又は減算します。

- ① 木造住宅の省エネルギー対策等級の評価において、国土交通大臣が認める「当該住戸の外皮の部位の面積を用いずに外皮性能を評価する方法」を用いて申請書を作成して提出した場合は、上記金額から1,100円減算します。
- ② センターへWEB申請を行う場合は、上記料金から11,000円減算します。

(3) 変更申請料金

(税込)単位:円

種別	変更項目	料金
・当初の依頼を変更する場合(証明書発行済み) ・当初の申請を取下げ、改めて申請する場合	一定の省エネ性能	8,800

(4) その他

(税込)単位:円

種別	料金
証明書の再発行	1通につき 1,100
【新築】省エネ性能等を証明する書類 発行受付書の交付	1通につき 2,200

13. 定期報告支援サービス料

(1) 定期調査報告支援サービス料

(税込) 単位:円

料金区分 調査対象延べ面積	受講者	未受講者
300 m ² 以下	2,200	2,200
300 m ² を超え 500 m ² 以下	3,300	3,300
500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	4,400	4,400
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	4,400	5,500
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	5,500	6,600
3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	6,600	7,700
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	8,800	9,900
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	11,000	12,100
20,000 m ² を超え 30,000 m ² 以下	13,200	14,300
30,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下	15,400	16,500
50,000 m ² を超える	18,700	19,800

◆ 受講者は、当センターの実務講習会を受講した者を示します。

(2) 防火設備定期検査報告支援サービス料

(税込) 単位:円

料金区分 調査対象延べ面積	受講者	未受講者
1,000 m ² 以下	2,200	2,200
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	2,200	3,300
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	3,300	4,400
3,000 m ² を超える	5,500	6,600

◆ 受講者は、当センターの実務講習会を受講した者を示します。

(3) 建築設備定期検査報告支援サービス料

(税込) 単位:円

料金区分 建築設備種類数	受講者	未受講者
1 種類	3,300	4,400
2 種類	6,600	7,700
3 種類	8,800	9,900

◆ 受講者は、当センターの実務講習会を受講した者を示します。

14. 副本印刷サービス料

NICE WEB 申請システムをご利用いただいた物件の副本印刷サービス料は以下のとおりです。

(税込) 単位:円

対象となる業務	印刷サービス	サービス料金
「住宅性能評価」、「低炭素建築物」※1、「BELS」、「住宅性能証明」、「すまい給付金」の一戸建て住宅及び「防犯優良マンション」に係る業務	副本1冊 (※2)	1,650
「長期優良住宅」(一戸建て住宅)に係る業務	長期認定申請用2冊 (※3)	1,650

※1. 低炭素建築物の認定申請には2冊必要です。

※2. 審査済の全データを印刷します。

※3. 審査済のデータから抜粋して印刷し、長期確認書等の写しもお付けします。

- ◆ 印刷は白黒です。(カラー印刷を希望する場合は相談下さい)
- ◆ 製本は、ASKUL 製 A4 フラットファイル(紙ファイル)綴じとなります。
- ◆ その他印刷の条件等に関する詳細については、当センターホームページメニュー「各種様式」の「NICE_WEB、支払受取交付、副本印刷サービス」をご覧ください。